

(様式第4号) **上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 会議概要**

1	審議会名	上田市の自治の基本原則等を定める条例検討委員会 (第10回)
2	日時	平成21年10月18日(日) 午後 3時00分から午後 7時40分まで
3	会場	上田市役所 6階 大会議室
4	出席者	生田淳一委員、石坂陽子委員、井出操委員、荻原寿恵委員、木口博文委員 小林正幸委員、佐藤恵子委員、田口一朗委員、竹内充委員、立堀欣司委員、 田中明委員、土屋勝浩委員、中澤信敏委員、橋詰真由美委員、原有紀委員、 増沢延男委員、丸山かず子委員、宮尾秀子委員、山野井智子委員 【欠席委員】大塚貢委員、塩澤好太郎委員、土屋猶子委員、森田小百合委員、 宮島国彦委員、宮田保委員、若林利治委員
5	アドバイザー	岩崎恭典四日市大学教授
6	市側出席者	大沢政策企画局長、関まちづくり協働課長、小宮山地域協働担当係長 銭坂主任
7	公開・非公開等の別	公開・一部公開・非公開
8	傍聴者	4人 記者 3人
9	会議概要作成年月日	平成21年10月20日

協議事項等

- 1 開 会 (関まちづくり協働課長)
- 2 あいさつ
・木口博文会長
- 3 政策企画局長あいさつ (大沢政策企画局長)
- 4 百勇士会からの提言書の提出について
百勇士会鈴木会長から、検討委員会木口会長に提言書が手渡された。
(鈴木会長)百勇士会では今年の大きな事業として基本条例の勉強会をかねて、検討委員会に提言を出すということで4月から勉強をして参り、今日提言を出すに至りました。この間、6回7回の会議、延べ時間でいうと60時間、日曜日をつぶしていただいで検討意してきた結果です。
提言書については、各分科会で議論していく中で、貴重な市民の意見として活かしていく。
- 5 各分科会から全体会への協議について
【第3分科会：執行機関】
第3分科会から執行機関についての概要と、分科会の意見を説明。
主な質問・意見
(委員)「市長の役割」に「コーディネーター」の役割は必要か。
(岩崎教授)リーダーシップ、コーディネート能力、双方が必要と思う。組織の長として、リーダーシップが発揮されなければ、最小の経費で最良の行政サービスを提供できない。
(委員)市長の役割と責任は既に法令で決められており、改めて規定する必要はない。マニフェストについては是非盛り込んで欲しい。任期やコーディネーターなど新たな望まれる能力を示せば。
(委員)地方議員について特に市議員はマニフェストを掲載してはならないという規定になっています。ただ、現状では時代背景もあり、これからは自然発生的に示されると思う。マニフェストをここに記載するべきかどうかもう少し議論するべき。
(岩崎教授)市長の役割などは自治法に全部書いてあることなので、必ずしも法に書いてあることをもう一度条例で書く必要はない。しかしこれが今後上田市のこれからの執行機関のあり方として絶対重要なんだということであれば、自治法に書いてあることをもう一度条例で書き込むこと

があってもいい。どの分科会でもいえることですが、どれが重要で、どれを入れて、どれを入れないという判断のときに、ちょっと先を見たときに上田市にとっては絶対重要だという事項は絶対項目として残しておくことが必要なのかもしれません。

(委員)「最小の経費で最大の効果」は聞こえはいいが、改めてもう一度考える時期に来ているのではないか。無駄にも効用はあるのではないか。

(岩崎教授)無駄の効用があったときに本当にそれが効用になっているかどうかを判定するものさしが、行政まだ開発途上。それが評価ということ。無駄の効用とはいえないけれど、行政以外ではできない仕事ということはたくさんある。行政評価という項目をこの基本条例に盛り込んでおくということが、ひょっとすると無駄の効用と本当に無駄なことと仕分ける1つのメルクマールになるかもしれない。

(委員)縦割り行政を廃し、横断的だという意見があるが、横断的を重視しすぎて職員の質が下がることでは問題があるのではないか。

(委員)職員の責務や役割に、「地域愛を持つ」ことを入れて欲しい。また、新入職員はまず現場を経験してもらいたい。

(委員)会社の就業規則で必ず入れるのは自己研鑽。この理念を入れて欲しい。

(岩崎教授)職員の役割ですけど、書き込む必要が私はあるように気がします。職員はすごい人的資源ですから、やはり自己研鑽も必要ですし、何より公務員として地域社会にどう関わるべきなのか書いてもいいのかもしれない。ただ書きすぎてしまうと公務員が24時間公務員でなくてはいけないのも辛い。

全般に基本的な考え方が中心ですけど、今後より具体的な事項について盛り込む必要があるのかなのか判断をされることになると思います。そのとき「上田市のちょっと先のために必要」という視点を大切にしていきたい。

【第2分科会：議会】

第2分科会から議会についての概要と、分科会の意見を説明。

主な質問・意見

(委員)議会基本条例が検討されるならば、議会について細かなことまで基本条例で盛り込んでいく必要はないと思う。

(委員)議会には政策法務の担当者がいない。そのため独自の条例を検討・作成するのは難しいのではないか。政策法務を支援する仕組みも含め検討していただきたい。

(岩崎教授)議会は市民にとって分かりにくい。今の段階では議会の基本的な仕組みを再確認して、そして今後の上田市議会がどうあるべきなのかということ、どこまでこの自治基本条例に書けるかが、今の論点だと認識をしています。そうしたときに重要なことは、わかりづらい議会の動きを分かりやすくしてもらうこと。議会はどうかについては、この自治基本条例の動きを見ながら、議会としても議会基本条例を考えていくという動きが考えられる。そのときに、今幅広く議論している議事録を提供するというでもいいのではないか。

(委員)議会は政策立案を重視していくことが大切であるという意見があった。個人的には是非入れて欲しいが、法律に書かれている議会の役割と照らして適当であるのか。

(岩崎教授)自治法で定められている議会のさまざまな役割の部分は、今ようやく自治法改正で変わりつつあるところ。議会の議決事件は今15項目あり、条例で議決事件を追加していくことにより議会が審議する範囲を増やしていくという方法で、政策形成機能を議会が得ようとしています。これは法律の読み方。15項目しかないか、最低限15項目なので追加できると読むのか。

(委員)議員のあるべき姿と心がけるべきことを盛り込む必要があるということには違和感がある。議員は選挙で市民から選ばれて、やるべき職務を果たしている。なので、議員のあるべき姿と心がけるべきことは、その立候補した人がそれぞれ持つべきものであって、それが個性。職務に関する努力義務などにすべきではないか。また、議員の人格や資質を盛り込まないほうがいい。

- (委員)せっかく多くの貴重な意見が出ているので、議会側と懇談の機会を持ち、議会側の意見をそこでよく聞いてみる必要があるのではないか。
- (岩崎教授)どういう人が議員にふさわしいかは選択の自由ですから、私たち選挙民を縛ってしまうことになる。書かないことが鉄則だと思います。ただ、議員には高い倫理観が必要だとか、議員が果たすべき役割については、あってもいいのではないかと。議会の活動、特に議員個人の責務については慎重な書き方をすべきだろうと思う。

【第1分科会：住民投票】

第1分科会から住民投票についての概要と、分科会の意見を説明。

- (第1分科会)意見はまとまっていない。住民投票の項目は大切な項目であるが、住民投票をしなくとも地域の課題に対して議論ができる環境づくりや、市長や議会の連携を整備しておくことがより大切。住民投票は乱発すべきではなく、投票という形で安直に白黒を判断するのではなく、市民での議論の中で決まっていくことが一番いい。最終手段と考えている。
- 分科会としては、条例に盛り込む必要はない、個別型の条例とする、常設型条例制定を目指す。の3つの意見がある。

主な質問・意見

- (委員)個別型の場合、請求が必要条件を満たしていれば、市長は必ず提案しなければいけないのですか。また、事案だけの請求は可能か。
- (岩崎教授)必ず提案しなければなりません、ふさわしくないという意見をつけて議会に送ることは可能です。また、個別型は投票要件等もあわせて条例案で請求する。個別の案件に対する住民投票を行う条例を制定して欲しいという請求になる。
- (委員)個別型の場合、地方自治法で定めがあるが、例えば有権者の1/50などの条件を変えることができるのか。
- (岩崎教授)基本的には、地方自治法を準用する形で、条件の変更はできないと考えられます。但し、独自解釈で一部条件を上乗せなどしているところも見受けられます。どれが正しいということは難しいです。
- (委員)常設型の住民投票の請求を行おうとしたとき、1/3の署名が必要であったのに、1/5しか集まらなかった場合、自治法に定める直接請求の手法に切り替えることは可能か。
- (委員)常設型があったとしても、地方自治法の直接請求という手段は常にあるので、二本立てで考えることは可能だと思います。
- (委員)住民投票の発議に関わる署名の収集期間を伸ばすことはできないのか。
- (岩崎教授)収集期間については選挙管理委員会が絡むため、現状伸ばすことは難しい。現在は選挙人名簿に拠って選挙をしているが、16歳や18歳からは選挙人名簿に登録していない。それをあえてということになれば上田市の制度を直さないと選挙人名簿もつくれな。つまり、住民投票の母数の確定がすごく難儀な作業であるということ。18歳以上の人口を足しあげ、届出があった外国人の数を足しあげることとなる。母数がぎりぎりであった場合は、大きな議論の種になると思います。
- (委員)住民投票の発議権が長や議会にもあるのであれば、それを不当に利用される危険性もある。また、現行法では、住民投票の結果はあくまで結果であって、それに法的拘束力はない。あくまで尊重する義務であることを考慮して議論してほしい。
- (委員)色々な問題があると思うが、個人的には最終的にこういう手段があることを住民たちに認識してもらうためにも、自治条例の中には盛り込んだほうがいい。
- (岩崎教授)本当に上田でこれから必要だというものを、どうぞ選んで書いていただければそれでいい。私自身、個別型がいい、常設型がいいという事は、良く分かりません。ただ何らかの形で住民投票という権利があることは、示す必要があるのではないかと考えています。

6 意見集約の方法について

(岩崎教授)まずは各分科会で今まで議論されてきたことで、これは上田の自治基本条例の項目として盛り込みたいよねということを書いていただく。求められているのは基本条例の案文ではなく、盛り込むべき内容でありますから、「これだけは盛り込んで欲しいこと」議論された中で、ちょっと先を見てこれは絶対に必要な項目だよねということ」を、一番上に書く。そして議論を進めていくときに盛り込みたかったけれども、盛り込めなかったこともその下にまとめておく。そんなペーパーで各分科会がまとめていく中で分科会ごとに調整をしていくという方法が一番生産的ではないか。

7 その他

(1) 懸垂幕の設置、周知用チラシの配布について

- ・懸垂幕については、掲出の手続きを進めている。11月の掲出を目指す。
- ・周知用チラシは、まず漫画形式のものを小中学校の生徒児童に配布する。

(2) 各種団体との懇談会の状況報告について

- ・9月27日 中塩田小学校 PTA と懇談会を開催 参加者 8名 検討委員 3名
- ・10月13日 丸子女団連と懇談会を開催 参加者 30名 検討委員 9名

(3) 今後の懇談会の開催予定について

- ・大学生や男女協働参画団体、PTA など懇談会の団体を広げていく。
- ・開催日程が決定した場合は、事務局から全委員に通知を送る。

(4) 議会との懇談会開催について

- ・近いうちに議会と懇談ができるよう、事務局を通じて調整を図っている。
- ・調整については事務局に一任する。

(5) 講演会の開催及び市長との懇談について

平成 21 年 12 月 13 日 (日曜日) に講演会を開催する

- ・運営は広報 PR 委員会で行う。
- ・市長との懇談を予定しており、そこで可能な限り中間報告をしていきたい。

8 閉 会 (会長)